

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社において、食肉加工業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、バンドソー機械の台上で、肉塊をスライスする作業中、誤って左手親指の爪部分を1cm程度切断したため、B病院に受診し「左母指切断、創部膿瘍」と診断され、加療した結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第13級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第13級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、現在もケガの痛みがあり、仕事にも支障が出るため、監督署長の処分に異議があると主張しているので、以下検討する。

請求人に残存する障害についてみると、左母指の機能障害については、C医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書によると可動域は健側と比較して1/2以下に制限されておらず、機能障害には該当しない。

左母指の欠損障害については、同医師作成の診断書によれば左（患側）が約17mm、右（健側）が約22mmと記載されており、欠損範囲が末節骨長の1/2以上には至らないが、1手の母指の指骨の一部を失ったものと認められるので、障害等級第13級の5に該当するものと判断する。

神経障害について請求人は、現在もケガの痛みがあり、仕事にも支障が出ると主張しているが、自訴の程度から、障害等級には該当しないものと判断する。

醜状障害については、左母指掌側に長さ17cmの手術による線状痕が認められるが、障害等級には該当しない。

3 以上のおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第13級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第13級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。